

戦傷病者の妻の方々に 特別給付金を支給します

戦傷病者を永年介護されてきた妻の方々のご苦労に対し、国として慰藉を行うために特別給付金を支給しています。

■支給対象者

○新たに戦傷病者の妻となられた場合

・平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金などを初めて受けることとなった場合、妻に支給する。

・平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、前述の年金を受けている戦傷病者の方と婚姻をした妻に支給する。

○第18回特別給付金または、第20回特別給付金を受給されていた戦傷病者の妻の場合（これらの国債を時効により失権した場合でも対象となる）

・戦傷病者である夫が平成15年4月1日から平成18年9月30日の間に、一般のけがや病気で死亡（平病死）した場合、妻に支給する。

■請求期限

平成26年9月30日

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課
総務福祉係

TEL0897-52-1288

○各総合支所市民福祉課

福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

大学奨学資金貸付の 申し込みを受け付けます

経済的な理由で大学への進学が困難な方に、市では奨学資金（入学支度金・修学金）の貸付をしています。ほかの

奨学金などの受給者は不可。

■申込期限 3月9日（金）

■貸付予定人員

○入学支度金 2人

○修学金 5人

■貸付対象者の要件

入学支度金

○修学金の貸付を受ける要件を備えている方の親権者または成年後見人

修学金

○日本国民で、引き続き3年

以上西条市に住所がある方の子弟で、4年以上の大学に進学される方

○学業・人物ともに優秀な方

都市計画「道路」の変更（素案）に係る説明会を開催します

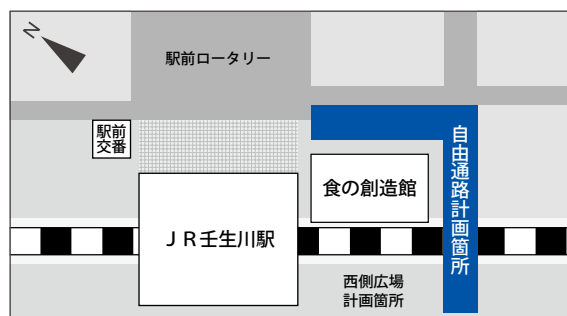
J R 壬生川駅東西のアクセス向上を図るため、市では食の創造館の南側に、J R 予讃線をまたぐ、歩行者・自転車専用の東西自由通路の設置を計画しています。都市計画素案の説明と意見の陳述についての説明会を次の日程で開催します。

説明会の開催日時・場所

日時：2月13日（月）19時～
場所：東予総合福祉センター
2階会議室1・2

都市計画素案の内容

名称：壬生川駅自由通路東西線
位置：三津屋 延長：約150m 幅員：4m



■問合せ 市庁舎別館都市計画整備課
都市計画係 TEL0897-52-1238

特定最低賃金を改正

○学資の支払いが困難であると認められる方

■貸付額

○入学支度金 30万円以内

○修学金 月額3万円以内

■貸付金返還

○貸付金は無利子で、修学金貸付期間終了後、1年間据え置き。

○入学支度金は4年間で、半年ごとに3万7500円を償還。

○修学金は8年間で、半年ごとに貸付金額に応じて償還。

■問合せ 市庁舎別館学校教育課 学務係
TEL0897-52-1252

関製造業

1時間 804円

⑤各種商品小売業
1時間 699円

※①～⑤の労働者と①～③の産業には特定最低賃金の適用除外となる労働者・業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間647円）が適用されますのでご注意ください。

■問合せ

○愛媛労働局賃金室
TEL089-935-5205
○新居浜労働基準監督署
TEL0897-37-0151

④船舶製造・修理業、船用機

③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
1時間 760円

②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
1時間 792円

①パルプ、紙製造業
1時間 780円

愛媛労働局では特定最低賃金を改正し、平成23年12月25日から施行しています。

■改正後の特定最低賃金